

平成26年4月17日（木曜日）

第1回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成26年第1回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長 兼企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君
震災復興対策監	小松良一君
参事兼産業振興班長	伊藤政宏君

参事兼まちづくり支援班長 兼震災復興対策室長	千 葉 繁 雄 君
参事兼建設班長	赤 間 春 夫 君
総務管理班長	太 田 雄 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事務局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第1号)

平成26年4月17日(木曜日) 午前10時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

〳 第2 会期の決定

4月17日の1日間

〳 第3 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(松島町町税条例の一部改正)

〳 第4 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(松島町都市計画税条例の一部改正)

〳 第5 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(松島町国民健康保険税条例の一部改正)

〳 第6 議案第52号 財産の取得について

〳 第7 議案第53号 工事委託に関する協定の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議を開く前に議員の皆様にお知らせいたします。

本日の臨時会より執行部の出席職員がふえることになりました。新たに議会に出席する職員について紹介したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

それでは、職員の紹介をお願いします。熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、改めましておはようございます。

今年度、26年度以降でありますけれども、震災復興の事業、それから前年度からの事業費の多額にわたるということで、今議会からは新たに3名の方を本議会に出席させますので、よろしく願いいたします。

それでは、紹介いたします。

まず、私の後ろ、奥になりますけれども、伊藤政宏産業観光課参事兼産業振興班長であります。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 伊藤でございます。よろしく願いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それから、皆さんに向かって左手の奥になります、千葉繁雄企画調整課参事兼まちづくり支援班長兼震災復興対策室長であります。

○参事兼まちづくり支援班長兼震災復興対策室長（千葉繁雄君） 千葉です。よろしく願いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） その隣が、赤間春夫建設課参事兼建設班長でございます。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） 赤間です。よろしく願いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 以上、紹介を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） それでは、平成26年第1回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

町長より挨拶をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第1回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日提案いたします議案は、専決処分の承認が3件、財産の取得が1件、工事委託に関する協定の締結が1件でございます。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本日、資料として配付しております東日本大震災に伴う保育料の減免についてでございますが、3月末に厚生労働省より被災した子どもの健康・生活支援対策等総合支援事業の通達があり、その補助金を活用して保育料の減免を平成26年度も継続するものでございます。これにより歳入の補正が生じてまいりますが、減免額の精査を行いまして6月議会定例会に上程をさせていただきます。

なお、資料につきましては保護者への周知文書となります。

また、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の被災者に対する医療費及び利用者負担の減免につきましては、本日お渡ししている資料により周知をし、さらに該当される方には通知をさせていただき、4月1日から運用を開始させていただいているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、6番小幡公雄議員、7番高橋幸彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（松島町町税条例の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第49号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第49号松島町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行させるものについて専決処分を行ったところであります。

主な改正内容であります。固定資産税につきましては、課税標準の特例割合を市町村条例で定める地域決定型地方税制特例措置に係る資産について、その特例割合を定めたものであります。

また、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する軽減措置が創設され、その適用を受ける場合の申告内容を定めたものであります。

個人の町民税につきましては、肉用牛の売却による事業所得等の課税の特例について、適用期限を3年間延長としたものであります。

よろしくご審議の上、承認賜わりますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、説明させていただきます。

初めに、今回専決した事項のうち地方税法の改正により新たに規定された新設規定について説明しますので、お手数をおかけしますが、本日配付した追加資料の中の地方税法、議案第49号町税条例一部改正専決処分の資料をごらん願います。

改正地方税法附則第15条関係につきましては、固定資産税の課税標準の特例割合を市町村条例で定めるわがまち特例に新たに導入するものであります。

まず、ノンフロン製品、自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して講ずる特例措置で、その特例率を4分の3を参酌して市町村条例で定めることを求められたものであります。この割合につきましては、改正町税条例附則第10条の2第6項において、国の参酌基準の4分の3と規定したものであります。

次に、公共の危害防止の施設又は設備については、地方税において従前から特例措置が講じられてきたところではありますが、今回、その対象資産の一部についてわがまち特例に導入されたものであります。これらに係る特例率についても、国の参酌基準と同じに規定したものであります。

次のページをお開き願います。

改正地方税法（附則15条の10関係）の既存建築物の耐震改修に係る措置についてであり

ます。

これは建築物の耐震化を加速させるために改正耐震改修促進法が昨年11月に施行されたところであり、その改正法において不特定多数の者が利用する大規模な建築物などについては耐震診断が義務づけられたものであります。このような耐震改修を促進させるための支援策の1つとして、この資料の二重丸のところではありますが、固定資産税の特例措置が講じられたものであります。

その内容につきましては、一定期間内に国の補助を受けて耐震改修工事を実施した者に係る固定資産税については2年度分の税額を2分の1に減額する措置が講じられたところであります。

以上が新設規定の概要であります。

続きまして、今回の条例改正の内容につきまして条例に関する説明資料で説明しますので、お手数をおかけしますが、議案第49号専決処分を求めることについての8枚目の条例に関する説明資料をお開き願います。

まず、第1ページの附則第6条及び附則第6条の2につきましては、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る課税標準の計算の細目を定めたものであることから、条例の性格を踏まえ、削除するものでございます。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例として、一定条件を満たす肉用牛の売却により生じた所得を免除する措置であります。この特例措置を3年間延長するものであります。

附則第10条の2につきましては、次のページにわたりますが、さきに説明した改正地方税法のとおりであり、条例で定めるわがまち特例の率を国の参酌基準と同じ率と定めたものであり、また引用条項等の変更もしております。

次に、2ページの附則第10条の3につきましては耐震改修に係るもので、その内容はさきに説明したとおりであります。この条項は、その措置の適用を受けようとする場合の申告内容を定めたものであります。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の長期譲渡所得については通常の税率、3%であります。これを2.4%として適用するものでございます。この適用期限を3年間延長するものでございます。

次のページに移ります。

附則第21条及び附則第21条の2につきましては、旧民法第34条法人が設置する幼稚園、図

書館、博物館などの施設で、移行日に非課税とされていたものに係る経過措置が終了したことによりまして、第56条の特例適用対象固定資産の定義変更に伴う引用条項の変更をするものであります。

なお、大変申しわけございませんが、このページの附則第21条の2の中の説明内容の記載事項について、ちょっと字句の誤りがありましたので、この場で訂正方をお願いしたいと思います。

訂正内容は、附則第41条第15項を第8項と記載しておりますが、この「8項」を「9項」に訂正方、お願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

次に、改正条例附則においては施行期日と経過措置を規定したものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 色川です。

今、この資料を見させていただきまして、きょう渡されたやつですね。こういうのもっと早く出していただければありがたかったのかなと。そうすると具体的な、この中身、あるものがちょっとわかったのかなと思いますけれども、2ページ目に耐震改修促進法の改正と、これは準則で国で決まったものですからですけれども、ここに大規模建築など、これは病院とかなんかの対象だというようなことでございますけれども、この大規模の基準、平米数、これはどのぐらいの大規模のことを言っているわけで、松島病院は大規模には、わからないですけれども、入らないかなと思いますけれども、どのぐらいの面積、仙台でいえば、石巻でいえばこのぐらいの程度の建物ですよということをちょっと教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 大規模建築ということで、その基準ということでありまして、ここに書かれている分は病院等ということで、ホテル、旅館等を含めまして階数3、3階以上ということと5,000平米以上というのが対象ということでございます。今おっしゃいました、こういう個別の名詞の松島病院っていう話がありましたけれども、それは対象外という形でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 一応病院、旅館、こういうふうな、そうすると松島の病院はちょっと対象外になるかもしれませんが、ホテルの場合はかなりあるのかなと。そういうことで、

法律が施行されてまだ間もない、調べているかどうかわかりませんが、こういう耐震、松島の場合、耐震とかなんかという工事がなされたところ、なされていないところ、把握なさっていますでしょうか。まず、どのぐらいの対象の物件、ホテルがあるのか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ホテルとかそういったもので、一応5,000平米以上で対象になるといった部分につきましては、この法律に基づく案件につきましては、県のほうから1件あるということで報告を受けております。それ以外につきましては、基準が昭和56年の5月30日以前の建物で、基本的には、あと耐震の診断を受けなくて、危ないと言ったら失礼ですけども、満たしていない建物ということですので、それ以前でも耐震診断をして満たしていれば一応対象にならないという形になりますので、一般住宅と同じように昭和56年の5月30日以前の建物を一応基本的には調査をしているということで、松島町ではホテルについては1件という形で報告を受けております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） その1件、耐震なされるのかどうか、そういうことだと思いますけれども、そのときの行政指導、そういうものはどのようにお考えになっていますか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これからです。基本的にはまだ打ち合わせとかしておりませんが、これから打ち合わせをしていくというふうを考えております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第49号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第4 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（松島町都市計画税
条例の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第50号専決処分の承認を求めることについてを議題と
します。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第50号松島町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承
認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、
同年4月1日から施行させるものについて専決処分を行ったところであります。

主な改正内容につきましては、条例の規定で引用している地方税法の条項の項番号のずれを
改めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第50号専決処分の承認を求めること
については、承認することに決定しました。

日程第5 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保
険税条例の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第51号専決処分の承認を求めることについてを議題と
します。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第51号松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されたことにより、松島町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を16万円に、介護納付金課税額に係る限度額を14万円に改めるものであります。さらに、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を45万円に改めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） それでは、説明させていただきます。

大変申しわけございませんが、きょう、本日配付いたしました国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充の資料により説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

このグラフにつきましては、国の資料を参酌いたしまして作成したものでございます。

それでは、改正前、改正後の比較により説明させていただきます。

上のほうに書いてあります課税限度額につきましては、基礎課税額が51万円はそのまま据え置きとなっております。後期高齢者支援金等課税額につきましては、「14万円」からか2万円が引き上がり「16万円」となります。介護納付金課税額につきましては、「12万円」から2万円を引き上げになりまして「14万円」となります。この限度額の見直しによりまして合計で「77万円」から4万円が引き上げになりまして「81万円」となります。

この改正により影響をする世帯につきましては、この表の左下のところに①課税限度額影響世帯数をごらんいただきたいと思います。

後期高齢者支援金等課税等につきましては、影響世帯数といたしましては37世帯、介護納付金課税額につきましては12世帯が影響を受ける世帯となります。この世帯につきましては、1月末現在の見込みとなっております。この影響額につきましては、後期高齢者分で67万円、介護納付金分で22万円であり、89万円となります。

次に、保険税の軽減の拡充について説明をいたします。

表の下のほうに箱で囲んであります。そこを見てください。

表の軽減判定所得（改正前）、（改正後）をごらんください。7割軽減基準額につきましては、そのまま据え置きとなります。5割軽減基準額につきましては、基準額を定める際、これまで世帯主を除く被保険者数となっておりますが、改正によりまして世帯主を含めた被保険者数に改められました。2割軽減基準額につきましては、基準額を定める際、これまでは35万円であったものが45万円に改められたものでございます。

今回の軽減拡充により影響を受ける世帯につきましては、右下にあります②軽減該当世帯数をごらんください。

7割軽減世帯につきましては、そのままでございます。5割軽減世帯につきましては、改正によりまして164世帯から323世帯になりまして、159世帯が増加する見込みとなります。2割軽減世帯につきましては、17世帯が増加し、298世帯と見込んでおります。

この軽減世帯の拡充により影響を受ける金額といたしましては、757万円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野 章君。

○8番（今野 章君） 今回の条例改正、説明をいただいたわけですが、限度額を後期高齢者支援金等の課税額と介護納付金の課税額でそれぞれ2万円ずつ引き上げていくということで、この面では一部負担増になるのかなというふうに思うんですが、一方で法定減免のうちの5割と2割の軽減措置を拡大していくということで今ご説明ありましたように、この面では全体で5割、2割で世帯数で176世帯がそのために、条例の改正に伴って恩恵を受けることになるということではありますけれども、一方で全体で負担額が89万円ふえて、軽減される額が757万円だと。だから、差し引きで700万円に満たない程度の軽減措置ということになると思うんですが、こういう軽減のあり方ということについてどういうふうにまず認識をしておられるのかと。私からすると、いかにもやった、やったと言うんだけれども、軽減措置が小さ過ぎるのではないかと、こんなふうにも思うんですが、その辺についての認識をお聞きしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 国保の世帯ですが、今2,371世帯ありまして、この軽減を受けている世帯、約59%がこれ5割、7割、2割に該当する方々でございます。この国保財政の

運営に関しましては、かなり軽減世帯が多いというのが松島町の現状でございます。そういう中でこの軽減世帯が拡充されるというのは、やはり軽減になるということは所得が少ないわけなんですね。やはりそれを納めるために税金というのが必ず発生しますので、私としては軽減されることは歓迎はするんですが、一方で税金が減るわけですから、かなり厳しくはなりますが、納めやすくなるのかなというふうにも考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 私は、これは悪いことだと言っているわけではないんです。この程度の軽減でいいのかということをお聞きしたわけなのね。少しでも拡大するのでいいのではないかが課長のところでの考え方なのかなというふうに思って今お聞きをしました。

それで、もう一つお聞きをしたいんですが、7割、5割の軽減世帯があるわけですが、本町の国保税の滞納額、累積滞納額、2億数千万になっているかと思うんですが、その辺、1つわかれば教えていただきたいということと、7割、5割、2割のところ滞納されている件数はそれぞれ何件ぐらい、できれば金額もわかればよろしいわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 舘山財務課長。

○財務課長（舘山 滋君） まず、7割、5割、2割の滞納者数ですけれども、現年課税分につきましてですけれども、3月31日現在の数字です。当然、今出納整理期間中ですので、5月31日の閉鎖日まで異動ありますので、あくまでも3月31日現在ということでお話しさせていただきます。

7割が66人が滞納です。5割が12人、2割が30人ということです。全体的な滞納者数は255人、それで納税義務者が全体的に2,379人ですので、大体1割強が滞納しているという状態でございます。（「額についてはどうでしょうか」の声あり）

額については、約4,000万円が現年課税分に関して現在のところ未納になっているという状態でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。今お聞きしましたところ、これからもう少し滞納整理というのは続いていくわけで、出納閉鎖日まで人数的にはもう少し減るのかなというふうには思いますが、今の時点で、そうしますと法定減免を受けていらっしゃる方の中で滞納されている方は255人中108人と、大体こういう数字だということで、半数とは言わないまでも4割ぐらいが減免をされていても、なお滞納しているという状況になっているということです。

ね。なおかつ、法定減免以外のところでも240人以上の方々が滞納されているということで、私はそういう点でやっぱり国保税そのものが非常に税金が重い会計制度になっているのではないかというふうに思うんですが、その辺について、今回の、先ほどもお話ししましたけれども、この程度の解消では国保に加入されている皆さんの負担の軽減ということに決してならないだろうと。もっとこれを強化していかないとうまくないのではないかというふうに思うんですね。

大体今、国保、これも今聞いてもわからないんでしょうけれども、国保の構成自体が昔とは大分変わってきているかと思うんですよ。昔は商工業者、農業者、漁業者等々を中心にしながら国保というものが成り立ってきたかとは思いますが、今はもう、そういう人たちはもちろん入ってはいるわけでありますが、それ以上に高齢になった方々、こういう人たちも含めて構成が大きく変わってきているという側面があって、収入自体が基本的に余り大きくないという人たちが構成されているわけですね。しかも、高齢化が進むということで病気になりがちな方々によってまた構成もされるということで医療費はどんどんかさんでいくと。そうした中で、当然それを補う形で保険料も上げざるを得ないというふうになっていきますから、そうしますとどんどん保険税の負担というのは重くなっていかざるを得ないというシステムになっているんですね。ここのところを抜本的に変えていかなければ、この国保会計の運営そのものがいずれは立ち行かなくなるだろうというふうに思うんですが、もっとそういう点では、毎回私言っているわけですが、国のやっぱり責任というものを明確にして、国保に対するやっぱり国の負担割合というものをもっとふやさせるということが大事なんではないかと、こう思うわけですね。今から私、議員になったころ前後して、あのころは総医療費に対して国は大体50%、負担をしていたわけですね。

今、本町で国保会計に占める国庫負担金の割合というのは多分二十二、三%ぐらいでしょうかね、多分。一時、大分前に見たときに21%ぐらいのときもありましたけれども、このごろ若干ふえているかもしれません。多分そういう数字だと思います。そうしますと、30年ぐらい前と比較すると、もう国のこの会計に対する負担割合というのは半分ぐらいになってしまっているわけですね。ここのところをやっぱり戻していくと、ここが大事だということを毎回、毎回、私、ここで言っているわけですが、そういう努力をどれだけされているのかなど。国保大会に行って何とか国に国庫負担を求めようということで年に何回か、1回か、2回か、氣勢を上げるということで終わってしまっているのではないかと。そういう点で、もっともっと積極的な対応が必要なんではないかというふうに思うんですが、その辺含めて、

国に対する取り組みも含めて考え方があればご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに国保そのものの構成の仕方が、今野議員が言われるように、もう高齢化で上がっていると。会社をリタイアというか、やめた方々も国保に徐々に、あと所得の低い方が国保に入っていると。要するに、会社が、社会保険とか厚生年金もありますけれども、そういう仕組みがないところも国保に入っているというのが松島町以外でも全体的になっていると。それに加えて、もう数十年前から国費が国庫そのものに入ってこないということで構造的な問題があるというのは認識しております。いろいろな場面で、これは国・県、県を通してやっていますけれども、今の流れとしては、国保そのものを町単位でいいのかというのがありますので、近い将来ですけれども、県単位にしましょうというのは今野議員もご存知だと思うんですけども、そういう中身になっていくとは思いますが。

ただ、実際、収入と支出のバランスで負担するのがどこなのかというと、当然国もその負担するべきと。あとは後期高齢とかいろいろありますけれども、会社からもある程度負担してもらおうと。要するに、会社勤めの人をやめて、数十年後には国保に入るという仕組みもあるので、そういうのも構造的に変えていかなくてはいけないということがありますので、今後、なおいろいろな場面で国・県に訴えていきたいと思えます。

これが答えになっているかどうかというと、じゃどういう場面でやっていくんだと。今もやっていますけれども、これらをなお町村全体で、県の町村会、町村会ありますけれども、宮黒でなくて県の町村会、あと市長会も含めて、そこから要望を出していきたいと。今も出していますけれども、なお声を高くして出していかざるを得ないというのは、松島町以外、東松島は18%、たしか国保を上げざるを得なくなったという状況もあるので、これは町、松島町単位だけではないということは認識しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） なかなかつらいところだとは思いますが、やっぱりいろいろな取り組みするときに、そういうある問題について陳情するという行為をやるわけですね。けれども、例えばこういう国保の問題だと、何となくどこかにみんなで集まって申し入れ、要望書をやって、あるいは決議をして国に要望したと、こういう形だけで終わっているんでないかと思うわけですよ、私は。そういう点ではもっと、他の事業と同じように積極的な対応をしていくということがこの問題では大事なんではないかなというふうに思っているんです。今、国のほうは27年度からでしょう、いわゆる国保の広域化ということで県単位でやろうと

ということで考えているわけですから、それが実際27年度からなるのかどうかもわかりませんが、けれども、どうなんですか、実際その問題も含めて、いずれ、今副町長から答弁ありましたように、金の問題ですから、入るほうと出るほうとの関係ですから、これは、そのまま県で同じ財政枠で一緒にやったって、結局負担するのが被保険者と保険者だという関係にしかならないわけですから、国がやっぱりそこにきちんとお金を負担するという行為が入ってこない問題の解決には私ならないと思うんですよ。ですから、そののところがきちんと町としても国に申し上げていくという姿勢が大事だと思うんですが、そののところがもう1回。

それから、県単位での広域化の国保事業というものはどこまで進んでいるんですか、それじゃ今。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 県単位でということで、今見込みとしては27年となっていますけれども、これは3月定例議会のときにも県に問い合わせしました、改めて国保そのものが県単位でどうなんですかと。県の認識としては、まだ国から詳細におりていないので説明できる段階ではないということなので、多分27年度は、県のコメントがそう言うのであれば無理なのかなということですが。県はなるべく県でしたくないという考えが前からありましたから、なるべく県は積極的に国保をしたくないという認識はあるのかなと。そうすると、後期高齢と同じような連合の形が県は本当は理想、理想というか、望んでいるのかなと思いますけれども、そういう状況なので今のところは未定です。担当者会議でも説明はありません。改めて資料をと、どういう状況というか、3月定例議会のときにも私、担当者に求めるということで県からもらいましたけれども、それは多分今野議員が持っている資料と同じ程度です。ですから、県は積極的に国に対してそういうのは動いていないというのが現状でございます。

あと、財政負担なんですけれども、企画調整課が窓口になって県の町村会、市長会が県に、国・県に要望するという項目の中には「財政負担の軽減を」ということは盛り込んでおりますけれども、そのの中に詳細に国保とかというのは盛り込んでいないようなので、そういうのを詳細に盛り込んで要望していきたいと思います。

あと、首長さん方と国会議員の、地元選出の国会議員の方々とも懇談会が毎年ありますので、その場でもこういう実情を訴えていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。いずれ、今の国の方針からいけば広域化というのは既定の路線で、広域化、それが広域連合になるのかどうかはわかりませんが、例えば27

年度ならないにしても、28年度はなる可能性が強くなってきますよね、これは。そんなにそんなに、これ国のほうの戦略会議で決めている中身ですから、ずれ込ませていくということはそうそうないと思うので、そうすると例えば今、松島でどれだけ基金を持っているかわかりませんが、そういう基金の取り扱いというものも、それぞれの町で考えなくては行けない事態も出てくるのかなという気がするんですよ。広域化する、あるいは広域連合化するといったときに、基金を持ってそのまま上げてしまうのか。それで、これ1年後、2年後にそういうことが発生するんだということであれば、基金を使って少なくともその間の保険料の引き下げということだって可能なわけでしょう。そういうことは考えられないのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まさに今野議員の質問を私、担当職員に話しました。ということになれば、何年度と決まれば、その間に基金を全部使って軽くしたらいいんじゃないかということはあるかもしれませんが、その詳細までは決まっていないと。ただ、そういうことは多分あり得ないであろうと。松島町が基金ゼロだよと。ほかのところはあるよと。じゃ、それをプールするかというのは多分あり得ないと思いますので、今野議員が言われるように、その間、国保税、要するに軽減とか、料金を値上げしないでということは、基金を全部ゼロに近くにして一緒になったらいいんじゃないかということはあるかもしれませんが、それはそれとして、松島町は幾らあるという、賦課の仕方が若干違うような形で考えがあるので、ただ、詳細に決まっていないので、ここでこうだよというのは言えない状況ですけれども、松島町が基金ゼロで、ほかのところはいっぱいあるから、それをプールするというのは、それはあり得ないであろうと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） いや、だからプールすることはあり得ないんですよ。それぞれみんな取り方が違うわけですから。仙台なんか資産の部分ってないわけでしょう。3本で取っているわけでしょう、所得と応益ありの2本で。そうすると、基金として残った部分をどう活用するかというのは、やっぱり個々の保険者の仕事に私、なるんじゃないかと思うんですよ。だから、ゼロにするということにならざるを得ないと思うのね、実際上は。それは加入者、納めてきた加入者にやっぱり返していくと。こういうことで考えるべきなんだろうなというふうに思うので質問をさせていただいたわけね。これはなかなか、いつから広域化が始まるのかが決まっていないという中で、なかなか、どうなのというのはあるのかもしれないけれ

ども、でもそれは考えていかざるを得ない課題だと思うので、ぜひ保険料引き下げということも含めて加入者に還元をするという形で、そのところはお願いをしておきたいというふうに思います。いろいろお聞きをしておりましたけれども、大体そんなところでじゃ終わりということにいたします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 国保は25年度の予算編成、ことしは26年度ですけれども、国保会計は予算は、去年も途中で補正しましたけれども、実際は、綱渡りではないんですけれども、基金が余分にあるという松島町の状況ではないのは多分第2分科会の方々は、なお認識しているのかなと思います。

ただ、25年度の決算は、仮決算はしましたけれども、ある程度、徴収率は数千万、見込みよりも上がっています。あと、国費の見込みも入っておると。ただ、歳出のほうが予算上よりも余剰金が出ていると。じゃ、国費を還付しなければいけないのはありますけれども、それが数千万ということなので、9月定例議会的时候には億単位で決算の余剰金は出ますけれども、じゃそれを還元するために保険料を下げられるかということ、27年度予算上、編成上は非常に難しい状況なのは松島の国保会計の現状であります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。8番今野 章議員。原案に反対者の発言を許します。

○8番（今野 章君） 議案第51号、専決処分の承認を求めることについて反対ということで討論をさせていただきたいと思います。

この国保会計については、もう当初予算のときから、今質疑の中でもお話を申し上げたとおり、やっぱり国の責任が大きいのではないかということでの討論をさせてきていただいております。

今回のこの議案についても、国民健康保険の保険税の賦課限度額の引き上げと、それから法定減免における5割、2割の軽減世帯の拡大を図ると、そういう内容になっているわけがありますけれども、現行の限度額は基礎課税額で51万円、それから後期高齢者支援金等課税額で14万円、介護納付金課税額で12万円、総額77万円の限度額ということになっておりましたが、今回のこの改正を受けまして、後期高齢者支援金等分と、それから介護納付金分を合

わせ、それぞれ2万円ずつ、合わせて4万円の引き上げということで限度額が81万円となるということでもあります。現行よりも4万円ということの引き上げになるわけではありますが、平成20年度に後期高齢者医療の創設が行われて、その際に国保税の内容というのは大きく変わったわけではありますが、その際、導入されたときは、それぞれ限度額が基礎課税額で47万円、後期高齢者支援金等課税額で12万円、介護納付金課税額で9万円と、総額で68万円という限度額でありました。後期高齢者医療が創設された6年前と比較をいたしまして13万円もの引き上げということになっているわけです。たった6年間で限度額が13万円も引き上がっているということでありまして、今、国の政治経済の中でアベノミクスということで景気がよくなってきているというふうに盛んに言われているわけではありますが、しかし我々町民レベル、庶民のレベルからいうと決して景気がよくなったという実感もありませんし、そういう内容ではないということが言えると思います。むしろ負担だけがふえて、そして収入が減ると、そういう状況が強まっているというのが今の状況だと思います。特に高齢者を中心とする国保においては、年金もどんどん減らされるという状況の中におきまして、たとえ限度額の引き上げということではあっても、加入者の皆さんの生活に大きな影響を及ぼすものではないかというふうに思います。同時に、そのことによって増額される税額は89万円ということでもありました。これが多いのか、少ないのかということはありませんけれども、その程度の額だということでもあります。

また、法定減免を受ける世帯について見ますと1,399世帯と。説明にもありましたように加入者の59%、ここが法定減免を受けなければならないような、そういう状況になっていると。国保税の累積滞納は多分2億数千万ということでもあります。こういう状況というのは国民健康保険が本当に、いかに所得の低い方々で構成されている保険なのかということを示している内容だというふうに思いますし、それだけこの国保会計というものの基盤の脆弱さといえますか、そういうものもあらわしているものだというふうに思います。農業、漁業、あるいは年金生活者、そして失業者や非正規労働者、こういう方々が多く加入するこの国保は本当に安定した国庫負担がなければ成り立たない医療保険だということが言えると思います。

今回、軽減世帯の拡大が図られるものの、対象世帯数は176世帯で加入世帯の7.4%、現年課税額約3億3,500万円に対して757万円の軽減ということで、軽減割合で見ますと2.3%程度の軽減ということにすぎません。それでも国保税の軽減をしたということになるかもしれませんが、本気で国保税の軽減を考えるということであれば、国保税が高いということの根本原因、国保運営の困難の根本原因、ここにしっかりとさかのぼって考えていかなければなら

ないと思います。それは質疑の中でもお話をしましたけれども、歴代の政権によって医療費に対する国庫負担率、約50%が次々この間、後退をさせられてきたと。そして、負担率が半減されてきたということにあると思います。国のほうは社会保障から手を引こうとしているという状況に今あるわけでありますから、そういう国に対して国の責任をもっと明確にして、そのことを求めていくということが大事でありますし、国保に対する国庫負担率を大幅に引き上げをさせて加入者全体の負担軽減を図ること、保険料の引き下げを行うことだということをお願いして反対の討論ということにしたいと思います。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されることに伴い、松島町国民健康保険税条例の一部改正について、その専決処分を行う内容であります。後期高齢者支援金等課税額に係る限度額、あるいは介護納付金課税額に係る限度額がそれぞれ2万円上がりますが、一方で5割軽減世帯、2割軽減世帯が拡大するのが176世帯、金額にして757万円、金額の大小はありますが、少しでも軽減世帯が拡大されたことを是といたしまして賛成の討論といたします。

○5番（後藤良郎君） 他に討論参加はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第51号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

ここで、議事進行上、休憩をとりたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）再開を11時10分といたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第6 議案第52号 財産の取得について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第52号財産の取得についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第52号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

今回の財産を取得することにつきましては、東日本大震災復興交付金事業第8回で予算の半分を受けました、東浜地区避難場所整備に必要な土地を取得するものであり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

初めに、資料の2枚目のA3判の東浜地区避難場所整備事業概要図をごらんいただきたいと思っております。

工事概要といたしましては、松島町津波避難計画に基づきまして、全体の面積、0.9ヘクタールの大きさで一次避難場所として整備するものでございまして、園路舗装といたしまして470平方メートル、広場芝生工といたしまして1,850平方メートル、防災四阿2カ所などを整備するものでございます。

右側上の計画平面図に係る部分の公図を下に示しております。4-34が7,062平方メートル、4-50が1,964平方メートルでございます。

続きまして、資料の1枚目をごらんいただきたいと思っております。

東浜避難場所事業計画用地として取得する土地の内訳でございます。松島町松島字東浜4番34、地目が山林、地積が7,062平方メートル、1平方メートル当たりの単価が1万8,600円、坪当たりに換算いたしますと6万1,300円になります。取得金額が1億3,135万3,200円でございます。単価の1万8,600円につきましては、不動産鑑定を参考に、現況が更地になっておりますので、現況地目宅地見込みとしての評価をしております。

次に、東浜4番50の一部になりますが、地目が山林、地積が1,964平方メートル、1平方メートル当たりの単価が1,500円、取得金額が294万6,000円でございます。

合計地積といたしまして9,026平方メートル、合計取得金額が1億3,429万9,200円でございます。

所有者の住所が、

██████████でございます。

既に4月8日に仮契約を締結しております。

続きまして、本日資料をお配りしております議案第52号財産の取得について、東浜地区避難場所整備事業避難道路関係図に基づき、関連する避難道路について現在の進捗状況を説明させていただきます。

図面をごらんいただきたいと思います。

右側の緑色の部分が東浜地区の避難場所の一部になります。紫と黄色で色が塗ってあるところが幅員6メートルの避難道路としての計画している部分でございます。この中で紫色の部分については官地でございます。黄色の部分が民地ということでございます。既に設計が終了しておりまして、設計に基づき用地境界確認まで終了しているところであります。今現在は用地交渉を進めている段階でございます。最終的には町道認定を視野に入れて交渉しておりますので、黄色の民地につきましては、所有権の取得、あるいは町道への承認ということで考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

後学のためにもお伺いしたいんですけれども、先ほど不動産鑑定士のことが出ておりましたけれども、これの評価査定書というのは公開していただけないのでしょうか。まず、それからお伺いいたします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 不動産鑑定をかけた、場所によっていろいろ補正をしていますので、それに対してこれを公開するというのはちょっと今まで私たち、考えたことございませんし、情報公開上も出していないのかなと思うので、ただ、ちょっと難しい案件なので、ここでちょっと即答はしかねます。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） 今、そういう不動産鑑定士という言葉が出たので、勉強のためにもどういうものか、ちょっと見てみたいしということがありました。検討してみてください。

それと、ここを宅地並みということで買収ということでございますけれども、これの現在の固定資産税の評価額はどれくらいになっているところでございますか。それから、登記簿上は

どういう地目になっているか教えてください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際評価は、宅地見込みであれば大体実例売買価格、この金額の大体7割程度が評価額になっております。

あと、最初の質問の中で宅地の計算の仕方を要するに知りたいということだと思うんですね、一番最初の質問の中で。ここの近傍のやつの評価、宅地、1対2の長方形ありますけれども、それが標準の評価額です。それに対して地形とか、間口補正とかいろいろ、形が台形になっているということで補正をかけますので、イコールにはならないというのが宅地の評価の仕方ですので、先ほど開示できるかということになれば、ここの近くの宅地の評価のポイントのやつは開示はすぐできます。ただ、この点に関しての計算の仕方はちょっと開示できないのかなと思います。あと、評価額そのものは、ここが今幾らかというのは、今見込みで言いましたけれども、今手持ちが、持っておりませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

あと、登記簿上どうなっているかということ、ここに書いて資料で出しております山林です。この地目は法務局に登録してあるやつ。ただ、私たちは、先ほど中西課長が言われたとおり、現況で宅地見込みになっているか、山林になっているかということで評価の仕方が、買う金額が違ふと。法務局はこの地目のとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） 農家というか、仙台市とか近郊だと農地でも宅地並み課税という表現があるくらいなものだから、いわゆる海岸、松島海岸地区、いろいろな人が開発したり、家を建てたり、ホテルを建てたりという形がこれからもなされていくんだろうなという中で大きな面積が開発されるというか、町として取得していくというようなことがあったものから、その中身をちょっと勉強させてもらえればなということもあってお聞きしておるわけですが、ここ、ここは行政で仕事をするわけですから、そんなに問題はないのかなと。まして認められて交付のそれが決定したので出されたんだろうと思いますけれども、海岸地区のこれからのこういう開発について関係法令というか、関係省庁みたいなのがあったらちょっと教えてくれませんか。どういうところが関係して、これからこの工事を進めてやっていくのに、町単独で好き勝手にできるとは思わないだけけれども、よく海岸だと文化財がどうのこうのとか、いろいろな話が出ますよね、物をつくるときに。その開発行為まで行くのかどうか分かりませんが、行政がやるんですから、民間でやるんならばかなりの資料という

か、いろいろなことをクリアしなければいけないんだろうと思うんですけども、その辺のことを教えていただければありがたいんですが。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 東浜地区、この部分に関しましては、1つは文化財保護法に基づく現状変更ありますので、その部分が一応ありまして、これは文化庁と協議いたしまして了解を一応、許可をいただいているという形でございます。

それから、周りに一応保安林がありますので、保安林の保護課との一応、県の保安林課というんですか、森林整備課のほうと一応協議をしているという形がございます。

あと、基本的にはその部分だけですね。あとは、うちのほうで工事をする場合は、もちろん周りの方との、一応工事とか車両通りますので、その辺の一応調整は必要になってくるという形になろうかと思えます。この部分につきましては、その部分だけという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） さっきの質問で残っているやつ。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、税の評価額と今回、購入する金額の現況とか課税の仕方は切り離してやっております。

先ほど農地とかでも宅地並みに課税どうのこうのとありますけれども、一例を挙げれば、磯崎の華園とか開発しまして、そこに自分は農家だから畑なんだよと、もともと保留地で持っている方ですね。それは宅地見込みで課税をしております。農地で課税はしていないということでございます。じゃ、ここのところは実際、税のほうでどうしているかということで、法務局の山林ということで山林の課税という形でしております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回このように避難場所として、いろいろ何カ所か避難場所ありますけれども、今回このように。それで、こちらのほう、黄色と紫色と、こちらの道路の部分に関して、今説明を受けたように民地と官地があるということで、この黄色い部分は民地、所有者と話し合っていますよと、それを最終的にここの部分、黄色い部分を全部官地にするという中で進められているというふうにお話しいただきましたんですけども、その辺の話、皆さん、ご納得、問題点とか、難しいとか、そういう話はないんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 話の中で今後問題になるだろうといった部分で今継続しております

けれども、隣にマミーホームさんがございますけれども、図面の中で、その前の部分が一応関係する土地というふうな形になろうかと思えますけれども、その部分につきまして、道路については協力しますということであります。

ただ、今現在、目の前、庭みたいな形で使っています、利用していますので、通常の往来についてはなかなか、できれば、今、車どめして通れないと、朝晩とか車がどんどん通ってしまうと、散歩する人もいるので、交通事故があったりすると結構難しいことになってしまうのでということではありまして、通行どめ、通行どめといいますか、車両は制限できないかといった話で今協議を進めております。

そのほかについては、町道認定から全て協力しますという形で一応、今現在。できれば、この部分についても駐車場として、今、道路とかいっぱいとめていますから、整理したいという中では、もしよければ代替地とか、そういったものを、土地を交換とか、そういった部分も話し合いたいといった話で進めているというところがございます。町道認定もいいですよという形で一応、（「ああ、なるほどね」の声あり）はい、進めております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） パシフィックホテルのご利用さなっているマミーホーム、利用されている職員なんかも、あそこのところ、道路を往来するので、その辺の危険性はあるというようなことでそういうふうにするのはわかります。

その下、今度、ホテルニュー小松さんのほう、あの辺も、この辺も大丈夫なんですね、この辺も。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それぞれちょっと個別案件になってきますのであれなんですけれども、ニュー小松さんのほうについては、所有権移転は一応できればしないという形で、使用とか、そこを通行するとか、使用とか、通常、今でももう皆さん通っていますから、そういう形で了解しますので、承諾なりなんなり出しますよということで協力いたしますということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのように、今までもずっと通っておりますので、そのように所有者がご理解していただければ非常にありがたいことだなと。こういうふうにして、この辺の黄色い部分、いざ何かの部分、皆さんがここに緊急避難というようなことになりますので、その辺、後でトラブル、何だというようなことにならないような方策をとっていただければと

思います。

そして、今度こっち、議案のほうなんですけれども、この東浜の公園地帯、かなり今整備されていまして、今、社会実験道路、今道路ありますね。その西側、北側というんですか、海側じゃないほうが今度整備されると。わかりますか、言っていること。（「はい」の声あり）そうですね。海側でないほうが整備、今度はなると。このピンクの部分、四阿が2カ所あります。このピンクで囲っている部分はどうなるんですか。四阿のこの整備されるんだよと、この辺が整備されるんですよということ、何でこのピンクを大きくとっているわけですか。これ何ですか、これ。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ここは、ちょっと見にくいかもしれませんが、平らにしてインターロッキングする部分が、四阿に関連して、部分をピンクでちょっと表現しているだけなんです。ですから、この辺は整備。あと、ぐるっと道路みたいに回ってくる部分は園路みたいな形なんですけれども、どちらも平らになって、一応ここはインターロッキングで整備をする場所というふうに考えていただければ結構だと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） その中で仮設テントへの対応というようなことがありますけれども、仮設テントやなんかは通常どの辺に、何ていうんですか、保管されているのか。いざ、こういうとき間に合うわけですか、ここは一次避難ですから。そういうことが、格好いいんですよ、仮設テントとなれば。しかし、本当にできるのかということが問題かなと思うんです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、仮設テントということで、今の四阿そのものが、何ていいですか、上のほうにシャッターではないですけども、テントが張れる状態で、もう常設されているんです。それをおろして部屋、部屋というか、テントになるというか、そういう形の一応施設そのものでございます。ですから、2カ所というのは、四阿そのものが一応そういったテントになりますよということです。ここ、一次避難場所ですので、まずは高台に避難していただくというのが第1回という形の場所ですので、それ以外の部分については設けないというか、応急的なものだけという形です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これ完成したら見ればいいんでしょうけれども。じゃ、びらっと、常にテントが収納されているとか、そういう感じのを思えばいいんですか。ほかに、この辺で

こういうことをやっているところはあるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 皆さんの話し合いの中で知恵を出して一応出てきた部分が、一応そういうふうにしたほうがいいのではないかといた部分がありまして、常設されているテントみたいな形という形です。（「なるほどね」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そして、今回このように非常にきれいに整備されると。恐らく保育所、幼稚園のレクリエーションとか、遠足でもこの辺、恐らく行く機会がふえるんじゃないかなと思いますけれども、これを、やっぱり維持管理が大変だと思うんです、今度、非常に。そういうことで、やはり常に皆さんが、せっかくここまでつくっていただくんですから、常に利用しやすいような環境整備をしていただければありがたいと。それで、さらに平常時は皆さんが使いやすい環境にさせていただければと思いますので、1つその辺、取り計らい、よろしく取り組んでいただければと思います。

それから、こうおりにいきますね、高城川のほうに。そっちの道路もずっときれいになるんでしょうね、当然。ここまでしかありませんけれども、下までずっとおりにいく、その両側、ぼうぼうってなっていますから、その下まで完全に高城川のほうまで、その辺の整備までよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 道路につきましても、ここの場所の部分を含めまして川のほうにおりにいって、松島大橋まで一応沿道、その部分は一応6メートルで広げていくということで整備をしていくということでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

二、三、ちょっとお尋ねいたします。

まず最初に、今色川議員さんがあらかじめ質問された中で民地と官地との部分のいわゆる避難場所へ通じる道路の部分、そこにある部分で、とりわけ私がちょっと危惧するのは、公道扱の部分に減免措置をして、あえて交渉で臨んでおられるのかどうかということと、相手方からは将来、町に対して公道としての財産取得を求められるというふうな内容のお話とか、そういったお話というのは、まずあるのか否かというのをちょっと確認だけしておきたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 既に道路になっている部分については非課税扱いということで税金は課税をされていないということでございます。用地交渉については、先ほど言ったように、全部一応道路にしたいということで取得したいという話はしていますけれども、先ほど言った事情、いろいろとありますので、個別案件について事情がありますので、そういった協議に応じて、一応町としてはできれば町道認定していきたいというふうに考えて進めているというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番です、赤間です。

はっきり申し上げて、今現況、公道になっておられて、不特定多数の方が利用しておられるから現況から見ても非課税扱いですよというお話ですけれどもけれども、町中いろいろ見て歩くと、いろいろな方から相談を受けるケースがあって、正直申し上げて、そういったケースになっておらない。いわゆる町道認定の最低条件である底地が町の財産になっていなくて私財産になっていて、それを見るからに非課税扱いしているというお答えですけれども、そうならないケースもあるので、あえて確認をさせてもらったというケースなんですね、今のは。そのところは間違いないですか、その辺というのは、大丈夫ですか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 突然のお話で、中身は、内容は確認してみないとはっきり申し上げられませんが、事実そういうものが議員さん知っている中で、もしあるならば、財務課のほうに来ていただければ、そこから調査はしたいと思います。何か中途半端な回答になりまして申しわけございませんけれども、現時点においてはこのような回答しかできないかなと思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） いずれこの問題については、ここの物件だけじゃなくて、何人かに相談受けているケースがありますから、相談に伺うケースが、担当課であれ、事業の担当課であれ、課税対象課である財務のほうとも相談させていただくケースになるかと思います。

次に、町のこういった公有財産の取得に当たっての事務処理の流れとしてお伺いしますが、いわゆる先ほど公有財産の取得に当たって不動産鑑定評価を行っておると。まず、不動産鑑定評価は何者を捉えて鑑定評価をやっているのかということ。それから、固定資産課税台帳上での評価額については、評価の扱いについての確認の話は聞きましたから、まずそこをお伺いし

たいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 鑑定評価については、1者、株式会社東日本補償鑑定でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 現在の所有者と仮契約を4月8日に結んだということですが、法務局備えつけの登記簿、登記の確認上、この業者様はいつから所有されていますか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 一度確認して見た、ちょっと記憶でしか、ちょっと申しわけないですけれども、前に社名を変更いたしまして、所有者は同じで、昭和46年ころから一応所有していたというふうに認識しております。途中で社名を変更して、今、エイチアイさんという形で、前の中台工業さんということで一応、そのころから社名だけ変更してエイチアイインターナショナルということで、昭和46年からだったと思いますけれども、所有されていたというふうに、申しわけないんですけれども、ちょっと手元の資料、置いてきたものですから、登記簿等も、そういうふうに一応記憶しております。

○議長（櫻井公一君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） いずれ、あれですけれども。

それから、その点は深く掘り下げませんが、次に、避難場所の造成に当たって、ちょっと案内されたA3のほうのこの部分、この部分のいわゆるコンターライン、いわゆる等高線の入っている部分で一番、この緑の、見えている部分の緑で構いませんけれども、このラインの一番高いところ、それから一番低いところでどれくらいに見ておられますか。（「海拔」の声あり）はい、そうです。海拔というか、地盤高としての想定で結構です。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 済みません、こちらの図面ですか。（「はい」の声あり）この部分については、ほぼ平らといいますか、1メートルも変わらないというふうに認識しております。等高線が大分広がっていますので、ほとんど平らということです。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） そうすると、ほとんど切り盛りが発生しないという理解でいいんですか。そういう理解で構わないということですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） そうですね、そのとおりです。その中に、概要の中に造成盛土工で

610立米ということで、その程度ぐらいしか、平らにする部分というだけですので、若干平らにしなければならない部分が出てくるくらいですので、ほとんどないと、現況をそのまま生かすような形という形でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） そうすると、表面排水なんかは高城川の方向に持っていかれるという理解で構わないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 手前が一応避難道路になってきますので、その部分に一応集約して高城川のほうにというような形になろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） それと、どうしても私の中でひっかかるのが、現況地目宅地見込み地という形での評価のありようなんですけれども、この部分、面積比率的に見てもですけれども、現況の写真は今添付されていますからですけれども、これを見るにつけても、そういう理解に立ち得ないでいるんですけれども、その辺、もしこういった観点ですよというところをお持ちでしたら、ちょっと説明いただけますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ほとんど平らといった部分がありますので、若干、木、何本かはちょっと生えている部分、もちろんあるんですけれども、周りの山林は、ぐるっと囲まれての山林についてはやっぱり木が、松の木がきちっと生えていますけれども、間は一応、ちょっと現場、きちっと歩いたら、やっぱり平らで一応、こんなに大きく平らだったんだという感じはちょっと現場へ行って初めて気づいた部分なんですけれども、ああ、十分に宅地として一応評価できるという部分は私たちも現場へ行ってそう感じましたし、現場も、ちょっと写真が悪かったかもしれませんが、もうちょっと草刈ってきれいにしていればあれだったんですけれども、そのまま撮りましたのであれですけれども、更地になっているという状況は十分認められるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 4-34という地番で見ると7割方以上は平場に位置するんだなという理解でという理解で構わないということですか。

○議長（櫻井公一君） 確認、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 4-34については、そうなるというふうに考えております。基本的

に、何ていいますか、坪単価でいいますと、先ほど言ったように6万、実際、海岸地区、一応若干補正、大きいですから補正するという形になりますけれども、海岸地区の住宅地に比較すれば、ずっと安い単価という形になろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第52号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号 工事委託に関する協定の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第53号工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第53号工事委託に関する協定の締結についての提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業の避難道路整備に係る、仙石線陸前富山構内富山踏切移設拡幅工事を東日本旅客鉄道株式会社仙台支社と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、仙石線陸前富山構内富山踏切移設拡幅工事計画概要図をごらんいただきたいと思えます。

青い丸のところは現在の踏切箇所でございます、すぐ脇の右上に陸前富山駅がございます。青い線の部分が右上から左下に描かれておりますが、この部分が仙石線となります。右上側が石巻側、左下側が仙台側となります。また、黒い線と赤い線が避難道路の計画路線でございます。赤い丸のところは新設する踏切箇所でございます、仙台側に約24メートル移動することになります。

下側の新設踏切横断図をごらんください。

車道分が二車線で幅員7メートル、歩道分が幅員2.7メートル、合わせて全幅員が9.7メートルの踏切の整備となります。

次に、本日お配りしております議案第53号工事委託に関する協定の締結について、関係資料の協定書をごらんいただきたいと思えます。主なところを説明させていただきます。

協定書は、仙石線陸前富山構内富山踏切移設拡幅工事の施工について、松島町を甲とし、東日本旅客鉄道株式会社を乙として協定を締結するものであります。

第2条の工事の位置、設計及び工程になりますが、富山踏切の現箇所が仙石線陸前富山構内28キロ617メートル付近、新しくなります場所が同じく富山構内28キロ593メートル付近となります。

工程につきましては、6ページの工事工程表をごらんいただきたいと思えます。

踏切の切りかえ時期になりますけれども、三角で一応描いておりますけれども、ことしの11月1日でございます。この日に向けて町とJRで準備を進めていくという形になります。

また1ページに戻っていただきまして、次、4条になりますけれども、工事の費用及び負担につきましては、道路施設に要する費用が137万1,600円、それから鉄道施設に要する費用が9,939万円、総額概算といたしまして1億76万1,600円、全額松島町が負担するというところでございます。

簡単ではございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第53号工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成26年第1回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時46分 閉 会